

東 証 上 場 第 178 号

平成 22 年 12 月 27 日

日本公認会計士協会

会長 山崎 彰三 殿

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇

監査の品質に係る信頼性向上及び遡及監査に関するご検討のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素より、公認会計士及び監査法人による財務諸表監査の品質管理をはじめ、投資者の投資判断の基礎となる財務諸表の信頼性向上並びに有価証券市場の公正性及び健全性の確保に、多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、20年以上の長きに亘る我が国経済の深刻な停滞に加え、近年の近隣アジア諸国の急速な経済成長もあって、我が国経済及びそれを映す鏡である我が国の資本市場の国際的なプレゼンスは大きく低下しつつあり、経済・資本活動の活性化が喫緊かつ重要な課題となっております。

経済の活性化は、その担い手である企業の活動に大きく依拠するものでありますが、そうした企業活動を支援する立場から、当取引所、公認会計士・監査法人及び貴協会を含む資本市場関係者にも一層の努力が求められております。

当取引所では、高い成長可能性を有する新興企業に、その成長の実現に欠かせないエクイティ資金の円滑な調達機会を早期に提供することを通じて、次世代を担う新たな産業の育成を促進するため、1999年から成長企業向け市場であるマザーズを運営しております。当取引所といたしましては、このマザーズが期待される役割を十全に発揮することにより、今後も、成長企業の支援及び経済の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

一方、本年中においては、遺憾ながらマザーズ上場会社のうちに上場前から継続して粉飾決算を行っていた事例が複数発覚いたしました。上場会

社の粉飾決算は、財務諸表全般の適正性並びに資本市場の公正性及び健全性に対する投資者の信頼を揺るがし、他の上場会社の資金調達活動にも影響を及ぼす重大事であります。当取引所では、これまでも、財務諸表の虚偽記載等について上場廃止を含めた厳格な対応をとることによりその牽制・未然防止に努めるとともに、平成17年9月には貴協会あてに「適切な監査の確保」に係る周知方をお願いしているところですが、今回の事態を踏まえ、改めて資本市場関係者が強い決意により再発防止に取り組むことが必要不可欠であると考えられます。

こうした事情を踏まえ、今般、当取引所では、マザーズの信頼性向上及び活性化を目的とする総合的な施策を、別添のとおりとりまとめました。この中では、財務諸表の信頼性向上の観点から、貴協会において監査の品質管理を目的に取り組んでおられる上場会社監査事務所登録制度との連携を強化するため、新規上場申請者に上場会社監査事務所による監査を求め、さらには未登録の監査事務所による上場会社の財務諸表監査を排除するほか、いわゆる遡及監査の実施に係る環境整備のため、今後の市場関係者による議論を踏まえ、必要な上場制度の見直しを検討するなどの施策を盛り込んでおります。

当取引所といたしましては、今後、これらの施策を可及的速やかに実行していくことを通じて、成長企業への円滑な資金供給に係る環境の整備に努めてまいり所存ですが、あわせて、貴協会に対しても下記の事項を要望申し上げます。

貴協会におかれましては、財務諸表監査の品質管理等を担う自主規制機関のお立場として、我が国の資本市場の健全な運営に引き続きご努力いただきますとともに、当取引所の施策につきましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 上場会社の財務諸表監査に対する信頼性の一層の向上の観点から、上場会社監査事務所制度及び品質管理レビュー制度について、昨今の粉飾決算等の発覚を踏まえ、一層の充実とその適切な運用に努めていただくこと。とりわけ、上場会社に上場廃止の原因となるような重大な粉飾決算等が生じ、当該上場会社を監査する監査事務所の他の上場会社の財務諸表に係る監査の品質に対する投資者の信頼が損なわれる懸念がある場合等において、品質管理レビューの実施等、機動的に対応いただくこと。
2. 成長企業に対する資金提供機会の早期提供（上場準備期間の短縮）の観点から、いわゆる遡及監査の実施に関連して、必要な環境整備を図っていただくこと。

以 上